

会第3号

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成22年12月22日

提 出 者	節 木 三 千 代
	西 川 仁
	角 川 誠
	森 茂 樹

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（統合または廃止）

第5条 別表第2に掲げる高等学校を統合または廃止する場合は、統合または廃止に係る当該高等学校の生徒の募集定員を決定する前に、議会の同意を得なければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。